

計 画 年 度

平成23年度～平成32年度

北海道獣医療提供体制
整備計画書

平成24年3月

北海道

目 次

北海道獣医療提供体制整備計画書

はじめに	1
第1 道内の獣医療をめぐる情勢と今後の基本方針	2
1 産業動物分野及び公務員獣医師分野	
2 小動物分野	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	5
第3 飼育動物診療施設の状況	5
1 飼育動物診療施設の開設状況	
2 就業獣医師規模別の開設状況	
3 年次別診療施設数の推移	
第4 飼育動物診療施設・機器の整備に関する目標	8
1 家畜保健衛生所	
2 農業共済組合等	
3 産業動物個人開業等	
4 小動物診療施設	
第5 産業動物及び公務員獣医師の確保に関する目標	10
1 産業動物分野における診療獣医師	
2 公務員分野における獣医師	
第6 産業動物及び公務員獣医師の確保対策	12
1 獣医師の処遇改善	
2 獣医系大学学生へのアプローチ	
3 未活用人材へのアプローチ	
第7 獣医療に係る技術の向上に関する事項	14
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 生涯研修	

第8	その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	15
1	人と動物に関する知識の啓発・普及等		
2	チーム獣医療提供体制の普及		
3	アニマルウェルフェアの視点に立った獣医療の提供		
4	広報活動の充実		
5	災害発生時及び非常時における獣医療の提供		
6	野生鳥獣への対応		

は じ め に

平成22年8月、農林水産省は平成32年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」*1を公表しました。

この中では、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化が見られ、高病原性鳥インフルエンザや牛海綿状脳症（BSE）、口蹄疫の国内発生は、我が国における畜産物の安定供給や食品の安全性の向上に対する考え方を見直す大きな契機となったとされています。

また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物、野生動物及びこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の新しい考え方に基づく学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生の確立に向けた様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して開始されており、これら取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任が急速に増大しているとされています。

道では、これまでも「獣医療を提供する体制の整備を図るための北海道計画」を策定し様々な取組を進めてきましたが、平成22年度に策定した第4期北海道農業・農村振興計画や北海道酪農・肉用牛生産近代化計画においては、家畜衛生対策の推進を重要な施策の一つに揚げ、本道の実状に即した獣医療の体制整備に努めているところです*2。

第三期計画となる本計画では、平成32年度を目標年度とし、地域社会に求められる質の高い獣医療を確保・提供するための方向性を示すとともに、道内における獣医療を巡る情勢やニーズに対応する体制の整備を推進することで、本道の基幹産業である畜産業の発展、公衆衛生の維持向上、動物の健康や福祉の向上を目指します。

* 1 : 獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針

(以降「基本方針」と表現します。)

獣医療法（平成4年法律第46号）第10条の規定により、農林水産大臣は獣医療の提供に関する基本的な方向、診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項等を定めなければならないとされています。

* 2 : 北海道獣医療提供体制整備計画

(以降「本計画」と表現します。)

獣医療法第11条の規定により、都道府県は基本方針に即した、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めることができるとされています。

- ・ 第一期（平成5年度～平成12年度）では、道内の獣医療体制について調査分析し、地域毎に診療施設や診療機器の計画的整備や獣医師確保に関する総合的な計画を策定しました。
- ・ 第二期（平成13年度～平成22年度）では、産業動物獣医師の高齢化、同時期に公布された「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」に配慮するなど、獣医療を取り巻く情勢の変化に対応する計画を策定しました。

第1 道内の獣医療をめぐる情勢と今後の基本方針

1 産業動物分野び公務員獣医師分野

本道の酪農・畜産業は、年間5,000億円超の産出額を誇り、農業産出額全体の過半数を占める基幹産業です。

特に、生乳生産量は全国の5割を超えているほか、牛枝肉生産量及び軽種馬生産頭数は全国第一位となっており、その他の畜産も国内有数の生産地となっています。

道が平成23年3月に策定した「北海道酪農・肉用牛生産の近代化計画」*³では、飼養管理や繁殖技術の向上等を勘案し、生乳生産量の増加や肉用牛増頭を見込んでいますが、その実現のためには、しっかりとした家畜衛生対策の推進が不可欠であり、獣医師に寄せられる期待は大きいものとなっています。

また、近年の畜産経営は、法人化や集約化等による飼養規模の拡大等、スケールメリットを生かした経営効率化が図られている一方、慢性疾病や混合感染症による経済的損失が生産性阻害要因として問題となっており、群管理形態の普及に対応した予防衛生を中心とする的確な集団管理衛生技術の提供が重要になっています。

加えて、平成16年以降、国内で毎年のように発生している高病原性鳥インフルエンザや平成22年の宮崎県における口蹄疫発生等*⁴を受け、平成23年4月に家畜伝染病予防法が改正され、飼養衛生管理の徹底等による家畜伝染病の発生予防やまん延防止がより具体的に求められるようになり、家畜伝染病に対する危機管理の観点からも獣医療の提供体制の充実が必要となっています。

このようなことから、産業動物獣医師にはこれまでの診療業務に加え、疾病予防や農場防疫指導等の事前対応業務のほか、農場コンサルティング等の多面的な活動が期待されます。

また、公務員獣医師については、家畜衛生や家畜防疫、食品衛生や狂犬病・エキノコックス症に代表される動物由来感染症対策、動物愛護や野生生物の保護管理等に従事し、人と動物の健康維持や食の安全性の確保等に重要な役割を担っており、その職責を十分に認識するとともに、的確に業務を遂行しなければなりません。

これら産業動物分野び公務員分野における獣医師に対する広範な社会ニーズに的確に応えるため、獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携を含む診療施設の整備や獣医師の確保、研修体制の充実・強化による獣医療の高位平準化を進め、よりの確で効率的な診療体制の確立を目指します。

*** 3 : 北海道酪農・肉用牛生産近代化計画**

計画の中で示した主な生産目標は次のとおりです。

区 分	乳用牛飼養頭数及び生乳生産量				肉用牛飼養頭数		
	総頭数 (頭)	1 頭当たり 搾乳量	生乳 生産量	総頭数 (頭)			
				経産牛(頭)	肉専用種(頭)	乳用種等(頭)	
現在(20年度)	823,200	490,500	8,050kg	391万 t	535,000	187,050	347,950
目標(32年度)	787,000	487,000	8,900kg	433万 t	558,200	209,200	349,000

*** 4 : 近年の口蹄疫、鳥インフルエンザ、BSEの発生状況 (国内)**

- 平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫では、29万頭にも及ぶ家畜が殺処分されたほか、畜産関連業者や観光業等に多大な経済的影響が生じました。
また、近隣諸国では依然、本病発生が継続しており、国内への侵入防止や発生時におけるまん延防止対策の徹底が求められます。
- 鳥インフルエンザは、東南アジアをはじめ世界各国で発生が確認されており、渡鳥等により国内に侵入することから、家きん飼養農場等における防疫の徹底が重要となります。
- 牛海綿状脳症 (BSE) については、種々の対策を徹底した結果、近年の感染牛摘発はありません。

(単位：戸数)

年(平成)	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
口 蹄 疫	4 (92年ぶり)										292	
高病原性 鳥インフルエンザ					5 (79年ぶり)			4			1	23
低病原性 鳥インフルエンザ						41				7		
B S E		3 (国内初)	2	4	5	7	10	3	1	1		

資料：農林水産省

2 小動物分野

一般家庭において飼育される動物は犬、猫、小鳥など多種にわたり、ペットと称される愛玩動物としての位置付けや、コンパニオンアニマル (Companion animal) といった生活の伴侶・家族の一員としての位置付けなど、人との関係は親密化・多様化しています。

こうした背景から、道では、動物の健康及び安全を保持すること等を目的として、北海道動物の愛護及び管理に関する条例*⁵を制定しました。

動物と人との相互の幸福のため、小動物飼育者から獣医師に対しては、良質で適切な獣医療の提供はもとより、より高度で広範な診療技術の提供、狂犬病やエキノコックス症に代表される動物由来感染症対策をはじめとする保健衛生指導が求められています。

また、インフォームド・コンセント*⁶を意識した対応を心がけ、飼養者とも信頼関係を構築することも重要です。

このため、今後とも道内獣医系大学を中心に小動物獣医療の高位平準化を促進するとともに、北海道獣医師会が中心となって学会や研修会の開催及び情報提供を行い、社会ニーズに適切に対応した多様な獣医療を提供する体制の整備を促します。

* 5 : 北海道動物の愛護及び管理に関する条例

動物飼養者の責務等、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、動物の健康及び安全を保持することなどを目的として、平成13年に制定されました。

* 6 : インフォームド・コンセント (informed consent)

医療提供者が提示する診療方針について、対象者が十分な説明を受けて理解した上で、その方針に合意する (場合によっては拒否できる) という概念。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

診療施設の整備や獣医師の確保に関しては、今後とも計画的な取組が必要と見込まれることや、獣医療の地域偏在の是正のために全道的な取組が求められることから、北海道全域を獣医療を提供する体制の整備が必要な地域とします。

第3 飼育動物診療施設の状況

1 飼育動物診療施設の開設状況

道内の飼育動物診療施設数は、平成22年12月現在 961施設で、このうち、産業動物対象施設は全体の49%にあたる470施設、産業動物以外を対象とする小動物等診療施設は51%の491施設と、ほぼ半々となっています。

〔表1〕 地域の診療施設開設状況

(平成22年12月現在)

区 分				診療施設の所属機関				
				道	農協	共済	法人等	個人開業
産業動物	961	48.9%	470	15	18	95	113	229
		(%)	100%	3.2%	3.8%	20.2%	24.0%	48.7%
小動物等	961	51.1%	491	14	5		137	335
		(%)	100%	2.9%	1.0%	0.0%	27.9%	68.2%
合計		100%	961	29	23	95	250	564
		(%)	100%	3.0%	2.4%	9.9%	26.0%	58.7%

(注) 診療施設には、診療専用の建物を有しない「往診診療者等」を含みます。

資料：道「獣医療法第3条に基づく飼育動物診療施設開設届出」

2 就業獣医師規模別の開設状況

産業動物診療施設では6割が獣医師1人体制ですが、地域の実状に即した種々の規模の診療施設が開設され、10人以上の獣医師が従事する診療施設には農業共済組合、農協や家畜保健衛生所、大学等があります。

一方、小動物等の診療施設では、獣医師1～2人の体制が9割以上を占めています。

1人体制の診療施設については、診療の迅速化・的確化を推進する上で、施設・機器の高度化を図ることが重要ですが、高度な診療機器等を各々の診療施設で整備することは過剰な設備投資につながる可能性もあり、診療機器等の共有化を進めたり、獣医療情報の提供システムを整備するなど、本道全体で効率的な獣医療の提供体制を充実・強化していく必要があります。

〔表2〕 就業獣医師規模別の開設状況

(平成22年12月現在)

区分	施設数		従事する獣医師数									
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
産業動物	施設数	470	281	40	33	20	11	13	14	12	9	37
	(%)	100%	59.8%	8.5%	7.0%	4.3%	2.3%	2.8%	3.0%	2.6%	1.9%	7.9%
小動物等	施設数	491	372	79	12	15	4	2	2	0	0	5
	(%)	100%	75.8%	16.1%	2.4%	3.1%	0.8%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	1.0%
計	施設数	961	653	119	45	35	15	15	16	12	9	42
	(%)	100%	68.0%	12.4%	4.7%	3.6%	1.6%	1.6%	1.7%	1.2%	0.9%	4.4%

資料：道「獣医療法第3条に基づく飼育動物診療施設開設届出」

3 年次別診療施設数の推移

道内の飼育動物診療施設数は微増で推移し、平成13年以降の10年で施設数が約2割増加し、平成22年は961施設となっています。

これは、都市部における小動物診療施設の増加や、畜産が盛んな地域における産業動物獣医師の個人開業の増加によるものですが、産業動物の場合には、増加の大部分は診療専用の建物を有しない往診診療獣医師となっています。

高度な診療機器等を各々の診療施設に整備すると過剰な設備投資につながる可能性があることから、機能分担や連携を進め、地域ぐるみの低コストで高度な獣医療を提供する必要があります。

[表3] 年次別診療施設数の推移

年次	診 療 施 設 数				合 計	
	産業動物		小動物等			
平成13年	393	(118)	386	(14)	779	(132)
平成14年	393	(124)	399	(17)	792	(141)
平成15年	398	(130)	414	(16)	812	(146)
平成16年	405	(146)	427	(17)	832	(163)
平成17年	412	(156)	438	(15)	850	(171)
平成18年	418	(160)	447	(15)	865	(175)
平成19年	432	(167)	453	(15)	885	(182)
平成20年	447	(181)	466	(20)	913	(201)
平成21年	463	(196)	471	(24)	934	(220)
平成22年	470	(206)	491	(37)	961	(243)

※ () は診療専用の建物を有しない往診診療獣医師

資料：道「獣医療法第3条に基づく飼育動物診療施設開設届出」

第4 飼育動物診療施設・機器の整備に関する目標

本道の乳用牛及び肉用牛については、農業共済組合が主体となり、開業獣医師等がそれを補完する形で獣医療が提供されています。

軽種馬については、農業共済組合に加えて軽種馬農業協同組合や開業獣医師等による獣医療が提供されており、企業養豚場や企業養鶏場については、それぞれの企業に所属する獣医師等がその中心的役割を担っています。

また、飼料や動物用医薬品等を扱う畜産関係企業に所属する獣医師や、コンサルティングを行う獣医師の活躍もあります。

こうした状況を踏まえつつ、道においては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど畜産振興に当たって重要な課題となっている家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止のため、疾病の監視体制や事前対応型の防疫体制、危機管理体制を構築するために必要な施設・機器の整備を進めます。

また、各地域の飼養状況や疾病発生状況等の変化に的確に対応した疾病の予防、治療及び保健衛生、さらには集団管理衛生等、産業動物における包括的な獣医療を円滑に提供するため、農業共済組合の診療施設や個人開業診療施設の計画的な整備とそれぞれの施設が有する機能及び業務の連携を促します。

特に、診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・機器の高度化を図ることが重要ですが、過剰な設備投資を避けるため、診療施設間の連携・協力の下での機能分担を促します。

さらに、診療施設の休廃止に伴う獣医療の偏在化も見られることから、広域的かつ長期的な観点に立って獣医療の体制整備を促します。

主要な獣医療機関の施設・機器整備の方向は次のとおりです。

1 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、地域における家畜衛生の中核機関として、また家畜伝染病発生時の防疫活動の拠点としての役割を担うことから、今後とも計画的に施設・機器の整備・高度化を図ります。

具体的には、地域の家畜衛生推進のため臨床獣医師や家畜飼養者からの依頼に基づいて実施する病性鑑定に必要な施設・機器の整備を図るとともに、家畜伝染性疾病的診断に当たっては、法令や病性鑑定マニュアルに沿った家畜伝染性疾病的検査や診断が円滑に行われるよう施設・機器の整備はもとより、バイオセキュリティーに必要な施設の整備に努めます。

また、家畜伝染病の発生に伴う防疫措置においては、迅速な初動防疫が特に重要であることから、平時より危機管理・リスク管理体制の確立を図るとともに、緊急防疫備蓄資材の計画的な整備に努めます。

2 農業共済組合等

農業共済組合は、道内の産業動物獣医療の中核を担っており、その診療施設においては、血液生化学検査機器（ポータブルタイプを含む。）やエックス線検査装置、超音波診断装置などの獣医療の提供に必要な高度で主要な機器の整備が進んでいます。

また、移動可能な機器についても複数の診療施設で共同利用するなどの効率的な活用が図られていることから、酪農・畜産の生産現場における迅速で的確な診断に必要な機器については、今後とも計画的な整備を促します。

一方、地域によっては農業協同組合や法人等の診療施設が重要な役割を担っていることから、これらの診療施設についても同様に計画的な整備が促進されるよう、必要に応じて獣医療法第14条に基づく診療施設整備計画の認定及び同法第15条に基づく資金の貸付け^{*7}について情報提供することとします。

* 7 : 診療施設整備計画の認定、株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

- ・ 獣医療法第14条では、都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができるとされています。
- ・ 同法第15条では、認定された計画をもとに、株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付を受けることができるとされています。

3 産業動物個人開業等

個人開業は、家畜保健衛生所や農業共済組合、獣医系大学等との連携により診療施設・機器の有効活用に努めていることから、今後とも過剰な設備投資とならないよう十分配慮しながら、必要な診療施設・機器の整備に当たっては、長期低利な融資制度^{*7}などについて積極的に情報提供し、その活用を促します。

一方、企業経営による養豚や養鶏については、各企業に所属する獣医師により診療や予防獣医療行われていますが、これらについても家畜防疫や飼養衛生管理に配慮した獣医療が提供されるよう、必要な施設・機器の整備を促します。

4 小動物診療施設

小動物診療施設は、専門的で高度な獣医療の提供が求められていることから、獣医系大学との連携や民間検査機関の積極的な活用に努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮しながら、必要な診療施設・機器などの整備を促します。

第5 産業動物及び公務員獣医師の確保に関する目標

1 産業動物分野における診療獣医師

獣医師法第22条に基づき届出られた産業動物診療に従事する獣医師数は、平成22年12月現在で1,048名であり、適正な獣医療を提供するための必要数はほぼ確保されています。

このようなことから、平成32年度を目標年度とする産業動物診療獣医師の確保目標は、今後の産業動物獣医師の職域の多様化^{*8}などの動きも想定しながら、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の実現に向け、現行水準の維持を目標とします。

なお、この目標を達成するため確保が必要な獣医師数は、高齢化による廃業（平成22年12月現在で50歳以上の診療獣医師数 約470名の概ね4割（約200名））や、中途退職者の動向（年約20名）なども踏まえると、今後の10年間で約200～400名になるものと見込んでいます。

[表4] 産業動物診療に従事する獣医師数

(単位：名)

地域	現在 (平成22年12月現在)	目標 (平成32年度)
北海道全域	1,048	1,050

資料：道「獣医師法第22条に基づく獣医師の届出」

* 8：産業動物獣医師の職域の多様化

今後求められる畜産経営の高位安定化のためには、群管理 (Herd Health)、生産獣医療 (Production Medicine)、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守等による疾病の制御や予防等の事前対応が必須です。

このようなことから、産業動物獣医師にはこれまでの診療業務に加え、農場コンサルティング、飼養衛生管理等の広範囲な活動が期待されています。

家きんや豚を飼養する農場と同様に、酪農場や肉用牛飼養農場においても、診療から飼養衛生管理・農場経営全般をサポートをする「管理獣医師」のニーズが増大することが予想されます。

2 公務員分野における獣医師

公務員獣医師（北海道職員）の主たる業務は、農政部所属では家畜衛生や家畜防疫等、保健福祉部では食品衛生や狂犬病予防等、環境生活部では動物愛護や野生動物の保護管理等です。

平成23年4月現在の獣医師数は、定員584名に対して488名（うち再任用や臨時獣医師31名）となっており、欠員を生じている状況にあります。

家畜伝染病の予防や発生時の防疫対策など、今後とも的確な業務の遂行や円滑な行政サービスを提供するため、これらの業務に従事する獣医師の計画的な確保に努めます。

[表5] 北海道職員として従事する獣医師の内訳

(単位：名)

所 属	現 在 (平成23年4月)		
	職員数		定員数
		再任用等 (内数)	
農政部	177	(11)	190
保健福祉部	294	(20)	377
環境生活部	17		17
計	488	(31)	584

第6 産業動物及び公務員獣医師の確保対策

本道において、今後とも安定的で高度な獣医療を提供していくためには、高齢化・偏在化が懸念される産業動物獣医師や、人員不足にある公務員獣医師の確保が必要であり、新規就業の促進と処遇改善による定着（離職抑制）に向けた取組を着実に推進します。

1 獣医師の処遇改善

農林水産省から示された基本方針や、国の獣医事審議会計画部会の報告書では、獣医師の処遇改善による就業促進や離職抑制が提案されています。この処遇改善とは、単に給与水準の向上のみならず、就職後の研修体制の整備や他機関との相互交流、職場環境の整備を包括したものとされています。

道としても、このような取組を推進し、道職員獣医師については初任給調整手当の創設や各種の就職後研修のほか、試験研究機関との交流を充実させています。

また、多数の産業動物を飼養している北海道においては、獣医療に関し、経験できる豊富で貴重な症例や事例があることから、産学官が連携してその成果を各種学会や学術誌上で公表することで、本道において獣医療に従事する魅力や働きがいを道内外の人材に広くアピールしていきます。

2 獣医系大学学生へのアプローチ

獣医師国家試験の合格者数は毎年1,000人程度ですが、このうち約半数が小動物診療分野に就職しており、その結果として、産業動物獣医師の高齢化や、公務員獣医師の不足が見られる傾向にあります*⁹。

このため、北海道獣医師会と連携しながら、産業動物獣医師及び公務員獣医師の役割や魅力、処遇改善等に関する情報などを獣医系大学の学生に対して積極的に提供するとともに、実務研修の受入れやインターンシップ（就業体験）等、産業動物診療や公務員獣医師分野に触れる機会を増加させるなど、就業意欲を高揚させる取組を推進します。

また、獣医系大学での説明会の開催や関連する専門分野の講義を通じて、学生や大学教員と直接情報交換することにより、就職希望者の掘り起こしに努めるほか、必要に応じて農林水産省の事業（獣医療提供体制整備推進総合対策事業）による獣医系学生の修学資金貸与制度の活用を促します。

*** 9 : 獣医系大学卒業者の就職状況**

個人診療施設（ほとんどが愛玩動物関係）への就職が45～50%を占めています。
公務員（国、都道府県、市町村）への就職は増加傾向にありますが、18%未満です。

農業関係団体（農業共済組合や農業協同組合等）への就職は全体の6～8%前後で推移しています。

年度 区分	H17		H18		H19		H20		H21		H22	
	人数	(%)	人数	(%)								
公務員	131	12.1	136	13.0	126	11.7	159	15.3	163	15.8	189	17.5
(うち都道府県)	(74)	(6.8)	(86)	(8.2)	(77)	(7.2)	(91)	(8.8)	(105)	(10.2)	(125)	(11.6)
企業等	64	5.9	80	7.6	93	8.7	84	8.1	74	7.2	87	8.1
農業関係団体	66	6.1	61	5.8	71	6.6	78	7.5	78	7.6	79	7.3
個人診療施設	532	49.2	519	49.5	494	45.9	469	45.1	457	44.3	486	45.1
その他	166	15.4	146	13.9	147	13.7	136	13.1	146	14.1	108	10.0
未定・不明	122	11.2	107	10.2	145	13.5	113	10.9	114	11.1	128	11.9
合計	1,081		1,049		1,076		1,039		1,032		1,077	

資料：農林水産省「獣医関係大学の卒業者の就職状況」

3 未活用人材へのアプローチ

獣医師の不足や職域及び地域的な偏在の解消に向けては、離職や休職等により獣医事に従事していない獣医師の活用が即効性のある有効な取組であることから、未就職既卒者や獣医事に従事していない獣医師（H22.12.31現在 全国に約4,000人、道内に約400人）に対する働きかけを積極的に推進することとし、就業に関する情報提供はもとより、採用試験の年齢制限の緩和や複数回の実施など、募集要件の緩和により就職しやすい環境の整備に努めます。

また、北海道獣医師会が主体となって運営されている、求人求職に関する情報の一元管理と就職支援を行う「獣医師バンク」の効果的な活用を促します。

第7 獣医療に係る技術の向上に関する事項

適切な獣医療の提供や多様化するニーズへの柔軟な対応、関係法令の遵守の観点から、道内の獣医師が、新たな技術や知見を習得するため、次に掲げる各種研修を獣医系大学や関係機関・団体とともに実施します。

1 臨床研修

獣医師法第16条の2において、診療を業務とする獣医師は、獣医系大学やその附属施設及び農林水産大臣の指定する臨床研修施設において、臨床研修を行うよう努めることとされています。このため、これら研修施設や関係機関・団体との連絡調整を図り、道内の獣医師が円滑に研修できるよう努めます。

また、農場管理獣医師の養成や農場HACCP*¹⁰の導入といった取組が求められていることから、これらに対応できる獣医師の育成を図るため、各種研修会の開催等の情報提供を行います。

一方、小動物分野に従事する獣医師に関しては、北海道獣医師会等における研修会の受講を働きかけるなどして、本道における獣医療水準の向上に取り組みます。

*10：農場HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point

家畜飼養農場において人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある危害要因を分析するとともに、必須な管理点を設定し、重点的に管理することで、家畜や畜産物の安全性を確保する管理手法。国・道などが普及を推進している。

2 高度研修

道は、国や各種試験研究機関が開催する口蹄疫等重要な家畜伝染病の予防・まん延防止のための技術や「One Health」の考え方に基づく新たな研究成果等の講習会や研修会を職員に受講させるとともに、道内においても地域伝達研修会を開催するなどして地域への高度な知識や技術の普及を図ります。

農業共済組合等の診療組織は、所属獣医師が、組織内の研修会や道が実施する地域伝達研修会などを通じて、知識や技術の一層の向上が図られるよう努めます。

北海道獣医師会などは、関係学会や獣医療に関する各種研修会を開催するとともに、獣医療に関する情報の効果的な提供に努めます。

3 生涯研修

獣医師は、その職責を全うするため、常に最新の技術や獣医療をめぐる情勢等に関する知識を習得することが求められています。各獣医師による日々の研鑽に加え、日本獣医師会が実施している獣医師生涯研修事業への参加を促進し、獣医師としての自覚やそのモチベーションを維持・向上されるよう努めます。

第8 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 人と動物に関する知識の啓発・普及等

北海道獣医師会などと連携し、道内の獣医師に対して飼育動物の健康増進や動物飼育に当たって必要な情報の提供に努めるとともに、道民に対しては動物愛護や野生動物の保護管理等に関する倫理の向上が図られるよう努めます。

(1) 産業動物分野

安全性や品質に優れた道産畜産物の安定生産に向けて、家畜飼養者に対する家畜衛生に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めます。

(2) 小動物分野

北海道獣医師会等による小動物の適切な健康管理や人と動物の相互の幸福を実現するため、飼養者に対する衛生知識の啓発や普及を促進するほか、獣医師によるインフォームド・コンセントを意識した対応や獣医師間の連携を促進します。

2 チーム獣医療提供体制の普及

獣医療の高度化や多様化に対応するためには、動物看護職、検査技師、家畜人工授精師、削蹄師、装蹄師等の他分野専門職との連携や協働による「チーム獣医療」の必要性が高まっていることから、関係機関・団体と連携しながら、その提供体制の整備普及に努めます。

3 アニマルウェルフェアの視点に立った獣医療の提供

動物の幸福や福祉を意味するアニマルウェルフェアは、動物の適正飼養に関する重要な考え方です。ペットなどの小動物分野に限らず、産業動物分野でも、アニマルウェルフェアを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義して取り組んでおり、こうした取組を通じ家畜が本来の能力を発揮することで、生産性や品質の向上が期待されます。

獣医師の活動分野においても、疾病予防や的確な診断、迅速な処置、飼養管理指導等に当たっては、アニマルウェルフェアに十分配慮した獣医療の提供に努めます。

4 広報活動の充実

北海道獣医師会など関係機関・団体と連携し、適切な獣医療の提供に必要な情報の収集に努めるとともに、道内の獣医師に対し情報提供します。

5 災害発生時及び非常時における獣医療の提供

北海道獣医師会や関係機関と連携し、自然災害時等に保護された飼育動物の健康管理や治療等の獣医療の提供に努めます。

6 野生鳥獣への対応

傷病鳥獣については、野生動物保護の観点から、北海道獣医師会や動物園、臨

床獣医師と連携して獣医療の提供や自然復帰を促進します。